

茅ヶ崎市文化生涯学習課ソーシャルメディアアカウント等の運用にかかる基本方針

1. 方針策定の目的

茅ヶ崎市文化生涯学習課職員が、業務としてソーシャルメディアのアカウントを取得し、又はホームページ等（以下、「ソーシャルメディア等」という。）を開設し、それらを運用するための基本的な方針を示すこと。

2. 運用目的

- (1) 文化芸術及び生涯学習を振興すること。
- (2) 茅ヶ崎ゆかりの人物、市史及び文化資源等の情報発信をとおして、茅ヶ崎への愛着を高めること。
- (3) ソーシャルメディア等をとおして、利用者の反応を生かしながら情報発信を行うこと。

3. 発信内容

- (1) 文化芸術に関する情報
- (2) 生涯学習に関する情報
- (3) 茅ヶ崎市史に関する情報
- (4) 茅ヶ崎ゆかりの人物に関する情報
- (5) 所管施設や周辺環境に関する情報
- (6) 市の施策及び事業に関する情報
- (7) その他、運営管理者が必要と認めた情報

4. 運用管理者及びアカウント取得者

茅ヶ崎市文化生涯学習部文化生涯学習課長とする。

5. 運用担当者

- (1) 茅ヶ崎市文化生涯学習部文化生涯学習課職員
- (2) その他、運営管理者が必要と認めた者

6. 対応及び発信時間

随時（休日を含む。）とする。

7. コメントへの回答

ソーシャルメディアを通じて市に寄せられる意見や提案、及びダイレクトメールへは原則返信しないこと。ただし、投稿内容に関する必要と認める場合には返信することができる。

8. 運用者の禁止行為

(1) 市の確定していない情報及び秘密情報の発信

市の不確定で誤解を生じさせる内容(意思形成過程にある政策や事業内容)は発信しない。取り扱いには細心の注意を払い、勝手な言及や憶測含みの発言は厳に慎む。噂や未発表の事柄について尋ねられた場合も同様とする。

また、業務上知りえた個人情報や機密情報、市のセキュリティを脅かす恐れのある情報などを発信することを禁止する。

(2) 誤解を招く発信

発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かないよう留意する。

9. コメントの非表示又は削除

運用にあたって、発信情報に関係ないコメントや、次の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、非表示又は削除することができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 犯罪行為を助長するもの
- (5) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
- (8) 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10)他のユーザー、第三者になりすますもの
- (11)虚偽又は著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (12)同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
- (13)有害なプログラム等
- (14)わいせつな表現等を含むもの
- (15)運用者が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (16)ソーシャルメディアの利用規約に反すると思われるもの
- (17)その他、管理運営者が不適切と認める情報及びこれらの内容を含むリンク等

10. アカウントのブロック

9.(1)から(17)までに該当するコメントを投稿し、又はソーシャルメディアの利用規約に反し虚偽の個人情報を提供あるいは許可を得ることなく他人のアカウントを使用していると運営管理者が判断したユーザーについて、アカウントをブロック又は拒否設定をすることができる。

11. 知的財産権

- (1) 運用管理者又は運用担当者が発信した情報について、運用管理者が承認した場合を除き、他の者が無断で転載等を行うことはできない。私的使用又は引用等著作権法上認められた行為により引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示するよう指導しなければならない。
- (2) 利用者が投稿したコメント等にかかる著作権等は、投稿を行った本人に帰属する。ただし、運用管理者又は運用担当者がそのコメント等の再投稿にあたっては、その利用目的を特定し、当該第三者が著作権者であることを確認し、利用及び改変等の許諾を得たうえで再投稿を行う。当該画像・動画にかかる著作権等は、当該投稿を行った当該第三者本人に帰属するが、再投稿されたことをもって、当該第三者は市に対し著作人格権を主張せず、行使しないものとする。
- (3) 運用管理者又は運用担当者は、第三者が投稿した画像・動画をアカウント上での再投稿を行うことができる。ただし、当該再投稿にあたっては、その利用目的を特定し、当該第三者が著作権者であることを確認し、利用及び改変等の許諾を得たうえで再投稿を行う。当該画像・動画にかかる著作権等は、当該投稿を行った当該第三者本人に帰属するが、再投稿されたことをもって、当該第三者は運用管理者又は運用担当者及び茅ヶ崎市に対し著作人格権を主張せず、行使しないものとする。

いものする。

12. 免責事項等

- (1) 運用管理者は発信する情報の正確性、完全性等には細心の注意を払うが、その全てを保証するものではない。
- (2) 利用者が投稿した情報又はURL等により移動した第三者が運営するウェブサイトの情報等について、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 利用者が利用したこと、若しくは利用できなかったことにより生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。
- (4) 利用者間若しくは利用者と第三者間にトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとする。
- (5) 各ソーシャルメディア等の利用方法、技術的な質問、又はシステム状況等への問い合わせには返答しない。
- (6) 運用者は、予告なく、掲載した情報を変更又は削除することができる。

13. 個人情報

個人情報の収集、利用、管理については、「茅ヶ崎市個人情報保護条例」に準じて適正に取り扱うものとする。

14. 他のアカウントのフォロー等

次に掲げるものについては、「フォロー」「シェア」「いいね！」などの機能を使用することができる。

- (1) 国や地方公共団体、公共性の高い機関・団体のアカウント又は当該アカウントにより投稿された記事等
- (2) 大規模な災害等の緊急時に情報提供を行うために有益性の高いと思われるもの
- (3) 公共施設や関連事業等の周知に関わり運用目的を達成することができると思われるもの
- (4) その他、運用管理者が必要と認めるもの

15. 決裁

(1) 運用担当者の権限

- (ア) 市の公式見解に関する情報の発信
- (イ) 公表済みの情報の発信
- (ウ) 所管施設の情報の発信
- (エ) 運用者権限により発信した情報の修正
- (オ) 発信した情報の削除

ただし、誤った情報を発信した場合の訂正については、運用管理者に報告するものとする。

(2) 運用管理者の権限

- (ア) アカウント情報の登録内容
- (イ) 第三者から提供された情報の発信
- (ウ) 個人（故人を除く）を特定できる情報
- (エ) 運用管理者権限において発信した情報の修正

16. 方針の変更

本方針については、予告なく、変更することができるものとする。

17. アカウントの終了等

茅ヶ崎市文化生涯学習課が所管するソーシャルメディアアカウント等は、予告なく公開の終了又は閉鎖等を行うことができるものとする。

18. その他

本方針に定めのないものは、運用管理者が決定するものとする。

19. 適用

令和2年9月1日より適用

20. 問い合わせ

茅ヶ崎市文化生涯学習部文化生涯学習課